

アクティビティの定義に関する検討

青柳 晓子・谷口 敏代・原野 かおり・坪井 一伸

Discussion on definition of activity

Akiko Aoyagi , Toshiyo Taniguchi , Kaori Harano , Kazunobu Tsuboi

本研究では、医療・保健・福祉の分野における様々なアクティビティの定義を概観し、1) 治療や精神安定を主な目的とする治療者（介護者）からの働きかけととらえる定義 2) レクリエーションと同義・レクリエーションナルな側面を重視した定義 3) 生活・心身の活性化ととらえる定義 4) 利用者の生活の中の活動ととらえる定義の4つに分類を行った。これらを踏まえて介護福祉分野においてアクティビティの定義のあり方について考察を行った。

キーワード アクティビティ 介護福祉

In this paper writers discuss various definitions of "Activity" in the fields of medical and welfare service, health care and care work. As a result, writers conclude that there are 4 definitions for the term of "Activity" as below : 1. cure 2. recreation 3. activation 4. action. In addition, writers propose new view point that based on life management in the field of care work.

はじめに

アメリカにおいてアクティビティが広まったのは高齢者の長期介護療養施設でのサービスの一つとして1966年にアクティビティプログラムが規定されたことがきっかけである（柏木, 2004）。日本では、1986年に木下がアメリカでのアクティビティについて初めて紹介した（六角, 2004）とされており、アクティビティの概念そのものが日本の高齢者福祉に使用されるのは1990年代のデイサービスである（柏木, 2005）。2005年の介護報酬改定により、アクティビティ加算がなされることになり、その中でアクティビティの内容について記載されたことからアクティビティは福祉、医療、保健の各分野において介護予防に関連した用語として定着している。

しかし各分野において学問基盤が異なるため、アクティビティに対する解釈も異なり、臨床では各現場での解釈に基づいたアクティビティが提供されている。介護福祉の臨床現場では様々な職種が連携して業務に関わり、各々の職種のアクティビティに対する定義が上述のように異なっていることが、アクティビティに関する業務上、研究上の混乱を惹起していると考えられる。その影響によって介護福祉関連の文献においてもアクティビティの定義や概念は多々紹介されている。

本稿では、医療・保健・福祉分野のアクティビティに関する文献検討を通してアクティビティの定義を整理し、介護福祉分野におけるアクティビティに関する定義の考察を行う。

I. アクティビティ研究の動向

アクティビティ研究の動向を探るため、医学関連データベースである医学中央雑誌によって「アクティビティ」のキーワードで検索した結果、総数は215件であった。1983年から1996年までは1987年を除き、5件未満であるのに対し、1997年以降は5件以上の文献が見られている。2000年以降は2003年を除き10件以上の文献が毎年見られている。なお、検索年月日は2006年12月1日であるため、2006年の文献数はさらに多くなると考えられる（図1）。

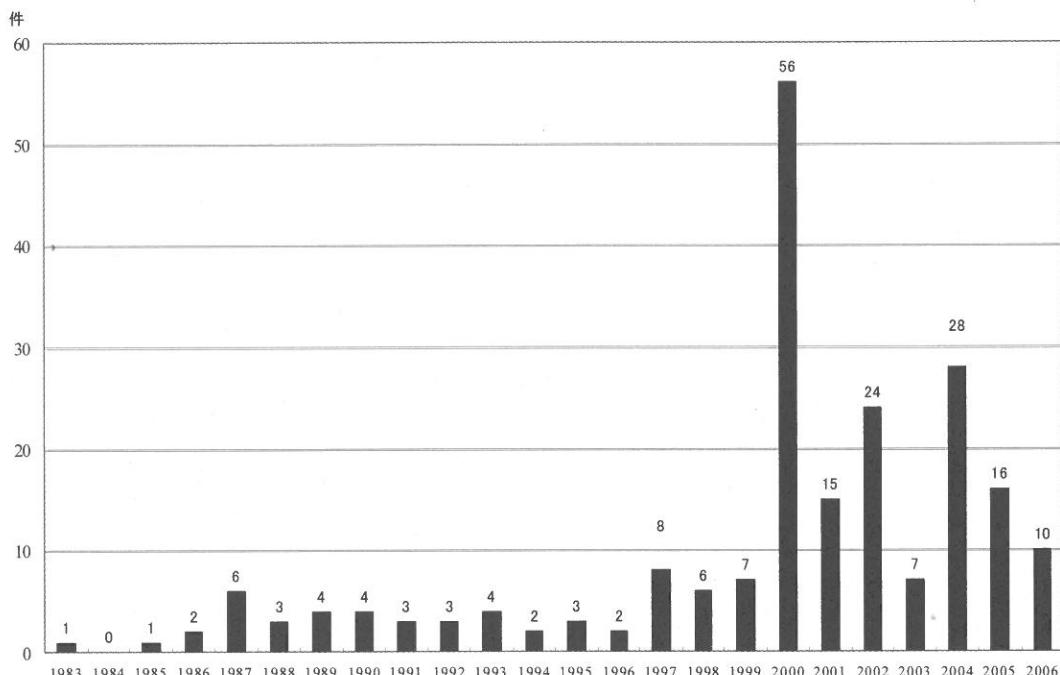


図1 「アクティビティ」に関する文献の動向（医学中央雑誌 1983年-2005年12月）

2000年は56件と非常に多くなっているがこのうち「作業療法ジャーナル」と「臨床老年看護」という雑誌のアクティビティに関する特集記事が45件を占めている。そのため、この56件という数字は厳密なアクティビティ研究の動向を示す指標とはならないが、医学・保健・福祉の分野ではアクティビティに注目が集まっていたことは推測できる。アクティビティに注目が集まったのは介護保険法の制定によるところが大きい。この時期、厚生労働省が2000年から始まる老人保健事業計画（第4次計画）において、生活習慣病等の疾病予防と介護予防を推進することとしたこと、介護予防市町村モデル事業等が行われたこと等からアクティビティの介護予防に関わる側面に対して注目された結果であると考えられる。

以上よりアクティビティに関する文献数は増加傾向にあるといえる。

II. アクティビティの定義の検討

柏木（2004）は日本ではアクティビティの解釈が様々であるとし、代表的な解釈として①デイサービスの領域のもの②レクリエーションが集団活動であるのに対してアクティビティは個別に対応するもの③クラブ活動④レクリエーションの4つを挙げている。柏木のこれらの分類は福祉分野で見られる定義であるが、アクティビティという用語や概念は医療や保健の分野にも浸透していることから医療・保健分野からもアクティビティの定義を検討し、分類を行う。

1. 治療や精神安定を主な目的とする治療者（介護者）からの働きかけととらえる定義

治療や改善を目的に治療者からの働きとしてアクティビティをとらえている文献は、施設の特性から病院や老人保健施設での実践研究としてよく見られる。

三好（2005）はリハビリテーションの現場においてアクティビティが作業療法士の行う治療や心身の安定を目的に行われる活動を指すとしており、アクティビティが治療などの目的で行われる治療者の介入行動であることを言及している。

アメリカでのアクティビティはセラピューティックレクリエーションが起源であり（Lanza, 1997）、オーストラリアでのアクティビティであるダイバージョナルセラピーは作業療法やレクリエーションの専門職の活動から発祥している（芹澤, 2002）。このような起源から医療・保健の分野においてアクティビティが治療的な介入と考えられるのは当然であるといえる。

1989年に竹内らが「遊びリテーション」を発刊し、遊び等を通して心身の機能を改善する方法論（遊びリテーション）が高齢者のリハビリテーションとして定着したが、当時デイサービスを通して福祉分野から入ってきたアクティビティという概念との混同が起こったこともアクティビティを治療や精神安定を主な目的とする医療・保健・福祉専門職からの働きかけと捉える大きな要因であろう。

2. レクリエーションと同義・レクリエショナルな側面を重視した定義

レクリエーションと同義であったり、レクリエショナルな側面を重視した考え方は福祉現場や新しく福祉に入ってきた分野にみられている。渡辺（2000）は老人福祉施設では「アクティビティ・サービス」を「新しい形のレクリエーション・プログラム」という捉え方をしていると述べている。

芸術教育研究所の多田（2003）は特別養護老人ホームにおける従来のレクリエーションをアクティビティケアとみなし、今後、利用者が文化的な生活を営めるよう、それに芸術、遊びを主軸にしたケア（APTY CARE）を加えていくことを提唱している。

レクリエーションと共に自立促進やセラピーといった治療的要素を持つと捉えている文献もある（森川, 2004；横山, 1997）。

アクティビティをレクリエーションもしくはレクリエショナルな側面を重視したこのような定義がある一方でレクリエーションとアクティビティは異なることを説明した文献もある。池（2003）はレクリエーションとは re-creation であり、再—創造を意味するとしており、福祉におけるレクリ

エーションは自立した生き生きした生活を取り戻すこと、すなわち人間性の回復を意味する概念であるとしている。またアクティビティはレクリエーションの具体的行為を指すと述べている。

しかし、廣池（2002）は日本では1970年代初めに垣内がレクリエーションを生活の快であると定義したが、1990年代にこの定義は関係者の理解不足により福祉においては「セラピューティックレクリエーション」として認識されることが多くなってきたことから、福祉における狭義のレクリエーションを包含する「アクティビティ・サービス」として改称され、提唱したと述べており、アクティビティの中に狭義のレクリエーションが包含されていることを示している。

アクティビティとレクリエーションの相違や関係を説明することは難しく、アクティビティ関連の文献の中にはテーマやキーワードはアクティビティであるが、内容はレクリエーションについて論じているものも見受けられる。（千葉, 1995 – 1999；京野, 2002）

類似分野であるレクリエーションとの概念整理は今後の課題であろう。

3. 生活・心身の活性化ととらえる定義

1996年に垣内、柏木らによってアクティビティサービス研究協議会が発足し、そこから発刊されたアクティビティ・サービス総論では「生活の活性化」「心身の活性化」と定義づけている（垣内ら, 2000）。また「心身の活性化」「生活の活性化」を支援することをアクティビティ・サービスと述べており、アクティビティの援助活動についても触れている。

この発表以降、アクティビティを「生活の活性化」「心身の活性化」の視点から説明する文献は多く見られ、現在のアクティビティ定義の主流となっている。

アクティビティサービス研究協議会の柏木（2005）は同様にアクティビティを心と体を動かすものとして捉え、アクティビティプログラムを心と体を活性化させるためのツールであると述べている。また、野田（1998）はアクティビティとは活性化であるとし、アクティベイションによる心身の活性化に寄与することが福祉や医療の現場で要求される支援であるとしている。また、尻無浜（2003）はアクティビティ・サービスを生活の活性化、心身の活性化への援助であるとし、喜びと生きがいを支援する一概念であるとしている。

一方、「生活の活性化」「心身の活性化」という視点であるが、アクティビティそのものの定義には以下に示すように異なった表現や差異のある文献もある。

鎌田（1997）はアクティビティケアとは認知症高齢者の残存機能を活用して生活を豊かに活性化していくための諸種の身体的・知的作業や、娯楽などのアクティビティプログラムを指すものであるとしており、アクティビティ提供の対象者を認知症高齢者に限定している。また表現もアクティビティではなく、アクティビティケアとして異なる表現を用いている。アクティビティ・サービスという用語はアメリカで見られるが、アクティビティケアという用語は見られず、日本で使用される新しい表現のようである。

中島（2005）はアクティビティとは生活における心身の活動性を向上させることを目的とするものであるとしており、生活や心身の活性とは異なる表現を行っている。

さらに渡辺（2000）はアクティビティサービスはいかに福祉サービス利用者の生活を活性化させていくか、主としてレクリエーションという視点からその人の日常生活を支援していくこととしている。またアクティビティ・サービスは日常の援助関係の中でも展開されなければならず、専門的なアクティビティワークというべき社会福祉援助技術のひとつとしてとらえられなければならないとしており、表現のみならず、アクティビティをレクリエーションという視点から支援するものとし、生活・心身の活性化論の中では異なった論調となっている。

アクティビティを「生活の活性化」「心身の活性化」と定義している論文は現在のアクティビティ定義の主流となっている。この原因として前述したアクティビティ・サービス協議会の活動が挙げられる。アクティビティを生活の活性化を目的に行われるものであると述べた文献は櫻井（1994）により1994年にすでにみられている。しかし垣内、柏木らによってアクティビティ・サービス協議会が立ち上げられ、2000年にアクティビティ・サービス協議会から発刊されたアクティビティ・サービス総論の中でアクティビティを「生活の活性化」と明記したことやアクティビティ・サービス研究協議会によってアクティビティ・ワーカー養成が学校単位で行われ始めたこと等から、「生活や心身の活性化」という定義が広く認識されることになったと考えられる。

4. 利用者の生活、生活活動ととらえる定義

六角（2004）は、自身が病院の認知症高齢者専門病棟に勤務し、認知症高齢者のケアにかかわった経験からアクティビティケアは障害を持った人たちがそうでない人たちと同様の当たり前の日常生活に少しでも近づけるための全ての援助行為という定義を提案している。

アメリカの文献をみてみると、アクティビティとは日常生活活動であるとする定義が多い。PeckhamとPeckham（Lanzaによる、1997）が高齢者福祉施設におけるアクティビティとは1日に利用者が経験する活動（action）と相互活動（interaction）の全てであると述べており、Crepeau（1986）はアクティビティは何かに責任を持ったり、お互いに世話をを行ったり、他の人と何かをする樂しんだりといった、日常的なものを提供するような私たちが身につけている一般的な概念であるとし、仕事やレジャー やセルフケアなどは構成と意味を持った、私たちの生活を埋めるアクティビティであると述べている。またAtchleyやGubrium（Crepeauによる、1986）はアクティビティの個人的側面は習慣や関心や責任の人生時間に展開されるとしている。

またオーストラリアのPrice（2003）は認知症高齢者のケアにおけるアクティビティについて認知症の人が行う全てのことが彼らのアクティビティであるとし、椅子に座っていること、シャワーを浴びること、お風呂にはいること、お手洗いに行くこと、音楽を聴くこと、等が挙げられるとしている。

六角（2004）はアクティビティを当たり前の日常生活、アクティビティケアをそれに近づけるための支援として区別しているが、アメリカ等の文献は文脈の中で日常生活活動を意味するアクティビティとアクティビティに関する支援活動、またそのための個々のアクティビティプログラムの3つの意味でアクティビティという言葉を使用しているようである。

また、六角はアクティビティに援助者・利用者が目指すべき援助目標として当たり前の日常生活という概念を使用している点が他の「アクティビティを日常生活の活動」ととらえる文献とは異なる特徴がある。この分類に属する他の文献は個々の具体的日常生活活動の総称として、または個々の具体的日常生活活動そのものととらえ、アクティビティはライフスタイルを援助する、もしくは生活の質を向上させる支援のためのツールとしてとらえている。

日本では福祉の分野でアクティビティを日常生活もしくは日常生活活動として捉える考え方は少数ではあるが、利用者の生活を支援するという理念を持つ介護福祉では今後主流になる可能性のある定義であろう。

以上、重複していたり、厳密にはどれにも属さない文献もあるが、大枠として日本におけるアクティビティ定義について4つに分類を行った。

今回は日本の文献を中心に考察、分類を行った。アメリカではアクティビティが広まって数十年が経っており、多くのアクティビティに関する定義や考え方がある。海外の文献についても調査を行い、さらに詳細なアクティビティの定義の分類、整理を行っていくことが今後の課題である。

III. 介護福祉におけるアクティビティ

前章では日本におけるアクティビティの定義や定義について分類を行った。アクティビティという概念は単に活動と定義するだけではなく、活動そのものを指す場合やプログラムの提供活動を指す場合、援助活動を指す場合など活動の内容をも規定している定義もある。一方で活動ではなく、プログラムを指す場合、活性化という状態を指す場合、具体的行為ではなく概念を指す場合など非常に様々などらえ方をされている。

海外において、文脈の多くは日常生活の全ての活動を示しているが、一方で具体的行為を指す場合や、日常生活活動の援助行為を指す場合、生活の中の楽しみを指す場合もある。それぞれは全く違う概念を示していても英語においてはいずれも activity という用語が使用されており、そのような Activity という単語の多義性が日本におけるアクティビティ概念の混乱につながっている一因であるとも考えられる。

日本におけるアクティビティの定義の主流は「生活、心身の活性化」「利用者の生活、生活活動」であるが、「生活、心身の活性化」という定義には検討が必要である。その理由として以下のことが挙げられる。介護福祉は福祉を基盤としており、福祉援助の基本原則としてあくまで自己決定、自助を主眼としている。筆者らの考えではあるが、それは福祉援助の原則には「利用者の生活や人生は利用者個人のものであり、その責も個人に帰する」という理念が基盤にあるためである。そのため、他者すなわち医療・福祉従事者が利用者の生活や人生に介入することは本人の要求や承諾が無い限り、権利侵害にもなりかねない。

大辞林によると活性化という言葉は（1）物質の反応性が高まること。（2）社会・組織などを活

発にすること（松村, 1999）となっており、物質などに使われる言葉であったり、第3者が行う介入行動を示す言葉である。利用者に対し「生活の活性化」という言葉を使用することは、利用者の生活に対して第3者が介入を行うことを連想させる。現在介護老人福祉施設は多々あり、介護老人保健施設のようなリハビリを重視した施設は別として高齢者福祉施設においては職員の活動は利用者の福祉のために行われ、福祉援助の原則に規定される。そのような場で「生活の活性化」という言葉や概念はなじまないのではないかと考える。同時に言葉だけでなく介護専門職が利用者個人の生活に介入し「活性化」を促す行動も福祉の原則からはずれていると言わざるを得ない。

利用者が望むライフスタイルの生活を送ることができるよう支援した結果、生活が以前に比べて良い方向に変化した、もしくは利用者が自発的に生活を自分の望むライフスタイルにすることができるようになることが、「活性化」の言葉が持つ意図であれば、それは福祉の原則に則った適切な方法であると考えられる。はじめに「活性化」ありきではなく、利用者のニーズやデマンドに応え、利用者の望むライフスタイルになるよう援助した結果生活が活性化されたというものになることが重要なのではないだろうか。

2005年度から高齢者福祉において介護予防のためのサービスが新たに始まったが、同時に介護報酬の改正が行われ、デイサービスにおける介護予防サービスとしてアクティビティが位置づけられた。平成18年厚生労働省告示第百二十七号指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の中でアクティビティは「集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練をいう。」と記載されている。このことから、福祉の現場のスタッフ間では介護予防のために行われる、集団レクリエーションや機能訓練をアクティビティとしてとらえる傾向がみられるようになっている。

その状況下で「生活の活性化」「心身の活性化」とは利用者の活性化を促すための介護専門職の治療的介入であると捉えるのは自然の成り行きであると思われる。前述したように介護福祉や社会福祉における援助では利用者の自己決定が原則であり、利用者の要求や承諾が無い中で行われる過度な介入は問題である。介護専門職の利用者に対する関係はともすれば恣意的になりやすい。「生活の活性化」「心身の活性化」という言葉における「活性化」の意味が誤解を招かないよう、他の言葉や概念で代替することも含めて議論される必要があるだろう。

一方、「利用者の全ての日常生活、日常生活活動」という考え方であるが、日本ではリハビリテーション分野ではアクティビティ＝日常生活のすべての活動という考え方は治療的視点からの生活活動として以前から存在している。しかし、福祉分野においてはあまりみられてこなかった。

Bowlbyと竹内(1999)はアクティビティ＝治療や矯正と考えているのではなくてアクティビティ（日常生活活動）を治療的な視点から捉えている。このことは、アクティビティが日常生活活動として医療・保健・福祉分野における共通概念であること、そしてそれをふまえた上でBowlbyと竹内は治療的な側面からアクティビティを捉えていることを示している。

廣池はアメリカではクラブ活動やゲーム、季節的行事、心身のリハビリテーションを推進する各種セラピー、ソーシャルワーカーによる生活や身の上相談などを総称して「アクティビティ・サー

ビス」と表現していると述べている（垣内、廣池、柏木,2001）。このことからアメリカにおいてアクティビティとは医療・保健・福祉の各分野において日常生活活動という共通した解釈であると考えられる。医療・保健・福祉の分野における日常生活活動そのものを活性化させる、もしくは日常生活活動をツールとして活用し生活や心身を活性化させるために行われる支援や活動の総体をアクティビティ・サービスといった概念で表現できると考えられる。このアクティビティ・サービスとして医療専門職から治療的視点から行われる場合が作業療法などであり、社会福祉専門職からの視点から行われる場合ソーシャルワークなどになるといった解釈ではないかと考えられる。

アメリカの文献の文脈や実践活動からもう一つ別のアクティビティ=日常生活活動という定義に関する考え方が読み取れる。カリフォルニア州法22条72381項によるアクティビティプログラムの説明によると「そのプログラムは生活をより意義深くさせるために、心身における最大限の可能性を奨励かつ支援するために、患者が最高の形で社会的、精神的、そして身体的な機能を維持するためにデザインされるが、障害に対する矯正・治療のためにデザインされる必要はない。」と記載されている。アクティビティは単に利用者の現在の日常生活活動を意味するだけではなく、利用者の望む生活を送ることができるような環境整備・調整を行う支援活動（柏木, 2004）や支援活動のツールとしてのアクティビティプログラムをも含んだ概念を示しているようである。

利用者の生活を支援するという理念を持つ日本の介護福祉ではアクティビティの概念は心身を活性化させるために行われる支援や活動としてとらえるのではなく、利用者の望むライフスタイルになるよう環境整備・調整を行う支援活動と、その利用者の望むライフスタイルの要素としての生活活動として捉えるのが自然ではないかと考えらえる。

介護福祉は単に利用者のできない部分を介助・介護することによって人権を保障するものと捉えるだけではなく、もっと広い視野で利用者の生活や人生を捉え、利用者の望むライフスタイルにするための環境整備・調整を行うことなどによって利用者のライフスタイルを保障していくものという観点（ライフスタイルマネジメント）を含んだ捉え方が必要である。

アクティビティは介護福祉に今後のこのような新たな視点を提供する重要な概念である。おりしも、介護福祉士の資格制度に関する見直しが行われているが、介護福祉をめぐる社会の動向は現在めまぐるしく変化している中で今後の介護福祉においてこのアクティビティの概念をどのように位置づけていくかが課題であるだろう。

引用文献

アクティビティ・サービス研究協議会 (2000) アクティビティ・サービス総論：福祉におけるレクリエーションの前進. 中央法規.

Bowlby, Carol M., 竹内孝仁 (1999) 痴呆性老人のユースフルアクティビティ (鈴木英二監訳). 東京 : 三輪書店 .

カリフォルニア州法第 22 条第 72381 項

千葉和夫 (1995~1999) アクティビティ・ふれあいケア.

Clepeau, Elizabeth L. (1986) Activity Programming for the Elderly. little brown and company.

廣池利邦 (2002) アクティビティ・サービスを成功に導くためのポイント. 高齢者ケア, 6 (4), 7-11.

池良弘 (2003) いますぐ使える福祉レクリエーション: アセスメントの視点を援助する. 東京: 中央法規.

垣内芳子, 廣池利邦 (2001) アクティビティ実践ガイド. 東京: 日総研出版.

鎌田ケイ子 (1997) 痴呆高齢者のアクティビティケア. GPnet, 44 (5), 48-51.

柏木美和子 (2004) その人にあった心と体の活性化: アクティビティ・ワーカーからの提言. [収録文献] 琵琶湖長寿科学シンポジウム実行委員会 (編), 別冊総合ケア 快適支援の高齢者ケア: その人らしい生活をおくるために (pp. 69-73). 東京: 医薬学出版.

柏木美和子 (2005) 今、介護実践におけるアクティビティケアとは. ふれあいケア, 11 (4), 6-21.

京野誠子 (2002) 高齢者へのアクティビティサービスに関する一考察: 老人介護施設におけるレクリエーション活動援助を中心に. 秋田桂城短期大学紀要, 13, 1-10.

Lanza, Suzan E. (1997) Essentials for the activity professional in long-term care. Tront:Delmar.

松村 明 (1999) 大辞林 (第2版). 東京: 三省堂.

森川千鶴子 (2004) 痴呆性高齢者の七夕への願い. 日本看護福祉学会誌, 10 (1), 46-47.

中島健一 (2005) Part3 インタビュー 認知症高齢者におけるセラピューティック・アクティビティについて (特集 今、介護実践におけるアクティビティケアとは!). ふれあいケア, 11 (4), 15-18.

野田文子 (1998) “快”をめぐる福祉アクティビティの構造化について. 茨城女子短期大学紀要, 25, 84-98.

大田仁史, 三好春樹 (2005) 実用介護辞典. 東京: 講談社. 42-43.

プライス, ボブ (2003) 痴呆の旅路: 痴呆介護-その最新のアプローチ(グリーンナップ(倉持)千鶴訳). 愛知: ニコム

六角遼子 (2004) 痴呆ケアと教育に関する研究. 博士学位論文. 常磐大学.

作業療法ジャーナル編集委員会 (2000) 作業療法ジャーナル, 34 (5), 472-550

櫻井紀子 (1994) QOL 向上ための援助: アクティビティ・ケア (演劇療法) を中心に. ターミナルケア, 4 (6), 468-473.

尻無浜博幸 (2003) 真のアクティビティ、生きる喜びと生きがい探し. 自立支援とりハビリテーション, 1 (3), 9-13.

芹澤隆子 (2002) ダイバージョナルセラピー: ダイバージョナルセラピー研修テキスト. 大阪: ダイ

青柳 曜子・谷口 敏代・原野 かおり・坪井 一伸

バージョナルセラピー協会

- 多田千尋 (2003) 高齢者のアクティビティケアについて考える. 臨床老年看護, 10 (4), 97-101.
- 横山ハツミ (2005) 認知症高齢者のアクティビティケアにおける看護学生の学びと評価. インターナショナル・Nusing Care Research 研究会, 4 (1), 39-41
- 渡辺嘉久 (2000) 社会福祉におけるレクリエーションの課題と展望: レクリエーション運動からアクティビティ・ワークへ. 関西福祉科学大学紀要, 4, 127-139.

2006年10月31日受付
2006年12月25日受理